

手帳制度に係る保安教育講習については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、習熟度確認等を含めた自宅学習方式で令和4年も全国統一で実施します。

● 第32回全国火災類保安協会理事会の開催

首記理事会が、令和4年3月1日、全国火災類保安協会においてweb会議方式で開催され、提案された議案は第1号から第5号まで決議され、第6号議案は、次回の理事会で審議することとなりました。

決議事項

- 第1号議案 第19回総会（臨時）の招集に関する件
- 第2号議案 令和4年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件
- 第3号議案 令和4年度資金運用計画の承認に関する件
- 第4号議案 規程の改定（理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程）に関する件
- 第5号議案 令和4年度常勤役員報酬の支給及び報酬額の同意に関する件
- 第6号議案 新規会員登録に関する件

報告事項

- 報告1 会長等の職務執行の状況報告
- 報告2 業務実施状況及び全国会議等における状況報告等

連絡事項 令和4年（3月～12月）の会議等の予定

● 第19回全国火災類保安協会総会（臨時）の開催

首記総会が、令和4年3月16日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において開催され、提案された決議事項は原案どおり承認されました。

決議事項

- 第1号議案 令和4年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件
- 第2号議案 規程の改定（理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程）に関する件

連絡事項 令和4年（5月～12月）の会議等の予定

● **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症対策のため、延期、中止の可能性がります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主要行事
令和4. 5. 25	第10回全国会議、第10回試験事務所長会議（書面開催）
5. 30	第33回理事会
6. 15	第20回総会（定時）
6. 21	手帳制度研修会（リモート開催）
9. 4	甲種・乙種火災類取扱保安責任者試験、 丙種火災類製造保安責任者試験（知事試験）
10. ～11.	登録講師研修会（書面方式）
11. 8～9	甲種・乙種火災類製造保安責任者試験（大臣試験）
12. 14	第24回会長表彰式

● 都道府県協会役員・事務局長異動（敬称略）

協会名	役職	新
(一社)岐阜県火災類保安協会	事務局長	小石 明己(令和4年4月就任)
三重県火災類保安協会	事務局長	釜須 義宏(令和4年4月就任)
(一社)富山県火災類保安協会	事務局長	檜谷 吉広(令和4年4月就任)
福井県火災類保安協会	事務局長代理	高田 君恵(令和4年4月就任)
兵庫県火災類保安協会	専務理事兼事務局長	庄慶 浩一(令和4年4月就任)
(一社)広島県火災類保安協会	事務局長	高垣 治彦(令和4年4月就任)
(一社)長崎県火災類保安協会	事務局長	畑上 重彦(令和4年4月就任)
宮崎県火災類保安協会	事務局長	垂水 一洋(令和4年4月就任)

経済産業省生産動態統計月報は経済産業省のホームページ中の統計からご覧ください。

● 令和4年火災類関係事故について（3月31日までに報告のあったもの） 総括表（取扱・種類別一覧表）

取扱	項目	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火災	1	2	1	1	0-3	0-4
	煙火	1		0		0-1	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火災	0	3	0	0	0-0	0-0
	煙火	3		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火災	1	1	0	0	0-1	0-1
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火災	2	6	1	1	0-4	0-5
	煙火	4		0		0-1	
	がん具煙火	0		0		0-0	

※運搬中、貯蔵中、その他事故の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。
※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火災類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

- 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県火災類保安協会等）に申し込んでください。
- 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
- 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
- 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
- テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
- 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
- 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
- 以上をもって講習を受講したものとみなします。

事故の定義等について

この全火協弘報にはほぼ毎月、事故総括表（取扱・種類別一覧表）が掲載されています。事故件数はどのようにカウントされているのか。負傷者数の重とか軽とかは何を指しているのか。このような事故の定義等についてご説明します。令和3年5月20日付で出された経済産業省の内規（20210427保局第6号）「火薬類事故対応 実施細目」を根拠としています。全火協のホームページにも掲載していますので、詳細はそちらを参照してください。

【人的被害の定義】

人的被害の定義は以下のとおりとされています。
②と③が「負傷者」の扱いとなります。

- ① 死者 事故発生後、5日以内に死亡が確認された者。
- ② 重傷者 事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者。
- ③ 軽傷者 事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者。

なお、以下のような通常医療施設における治療の必要ないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除かれます。

- ・絆創膏を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療機関における治療を要しない程度の負傷
- ・医療機関において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合 など

【事故の規模の分類】

事故の規模の大まかな分類については、詳細は以下のとおり定められています。なお、煙火の消費中事故における主な事象に係る事故の分類の例示については別途詳細に分類されています。

(1) A級事故

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者および重傷者が合計して10名以上であって、①以外のもの
- ③ 死者および負傷者が合計して30名以上であって、①および②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じたもの
- ⑤ 大規模な火災等が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの

(2) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下のもの
- ② 重傷者2名以上9名以下であって、①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下であって、①および②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上、5億円未満）が生じたもの

(3) B2級事故

喪失・盗取以外のA級、B1級又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に、同一事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故をB2級事故とする。

なお、B2級事故が発生した日から更に1年を経過しない間に、再び同一の事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故もB2級事故とみなし、以降も同様とする。

(4) C1級事故

- ① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円未満）が生じたもの
- ③ 人的・物的被害は発生していないものの、特に危険な事象が生じた場合

(5) C2級事故（異常事象）

A級事故、B1級事故、B2級事故およびC1級事故のいずれにも該当しないもの

煙火の消費中事故における主な事象について

1. C1級およびC2級事故（異常事象）の分類の例示について

煙火の消費中に発生した事故における主な事象については、具体的な事故の規模の分類が例示されています。その他の事象が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断されます。

(1) 火災

- ・人的・物的被害あり：C1級以上
- ・人的・物的被害なし（安全距離外で、火災認定あり）：C1級
- ・人的・物的被害なし（安全距離内で、火災認定あり）：C2級
- ・人的・物的被害なし（火災認定なし）：事故としない

※「安全距離外」は、煙火の設置・消費場所からみて、人の集合する場所、建物等に対して確保した安全な距離の外側のこと、「安全距離内」は、内側とのこと。

※「火災認定の有無」は、消防の判断による。

(2) 黒玉

- ・人的・物的被害あり：C1級以上
- ・人的・物的被害なく、安全距離内で、規制時間内に、関係者が発見・回収：事故としない
- ・その他：C2級

※「規制時間内」は、主催者等によって第三者の立入りを制限している時間帯のことで、その判断は、各都道府県等・消防等が行います。

(3) 落下物（部品落下、残滓）

- ・人的・物的被害あり：C1級以上
- ・人的・物的被害なし：事故としない

(4) その他

- 過早発
- 低空開発
- 地上開発
- 筒ばね
- 異常飛翔、異常燃焼（筒・容器・器具等の破損、誤発射、動物駆逐用煙火の破損等）

- ・人的・物的被害あり：C1級以上
- ・人的・物的被害なし：C2級

※未着火、未発射については、事故としない

◎ 景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。

－ 3月の月例経済報告 －

内閣府は25日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「3月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。

- ・個人消費は、このところ持ち直しに足踏みがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、持ち直しの動きがみられる。
- ・企業収益は、感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる。
- ・消費者物価は、このところ緩やかに上昇している。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格等の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組む。デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める。

新型コロナウイルス感染症に対しては、18都道府県で実施していたまん延防止等重点措置を3月21日をもって解除した。医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し、感染症の脅威を社会全体として引き下げながら、経済社会活動の正常化を図っていく。水際対策については、検疫体制等を勘案しつつ、内外の感染状況等も見ながら、段階的に緩和していく。

さらに、景気下振れリスクに十分に注意しつつ、足元の経済の下支えを図るとともに、国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。そのため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（11月19日閣議決定）を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。また、原油価格高騰に対しては、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、3月4日に「原油価格高騰に対する緊急対策」を取りまとめたところであり、その着実な実行に努める。今後も、原油価格等の動向やその経済への影響を注視しながら、機動的に対応していく。

日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。